

1

船員の特定最低賃金が改正されます。



沖縄総合事務局長決定に係る船員最低賃金【改正予定】

業種別	職種等	最低賃金額	引き上げ額(増加率)
沖縄内航鋼船運航業及び木船運航業	職員 月額	247,150円	1,000円(0.41%)
	職員 月額 (ただし、船舶職員養成施設のうち特定の養成施設の課程を修了した後の勤務期間が、当該課程ごとに定める期間に満たない者)*	230,700円	1,000円(0.44%)
	部員 月額 (海上経歴3年以上)	188,550円	1,000円(0.53%)
	部員 月額 (海上経歴3年未満)	179,250円	1,000円(0.56%)
沖縄海上旅客運送業	職員 月額	244,050円	1,000円(0.41%)
	部員 月額	182,600円	1,000円(0.55%)

○上記の業種に適用する船舶の範囲(適用地域:沖縄総合事務局管内)

- 1 沖縄内航鋼船運航業及び木船運航業
国内各港間のみを航海する船舶のうち、平水区域を航行する船舶、沿海区域を航行区域とする総トン数100トン未満の鋼船、木船の船舶所有者
- 2 沖縄海上旅客運送業
旅客運送の用に供する船舶のうち、平水区域を航行区域とする船舶、沿海区域を航行区域とする総トン数100トン未満の船舶、100トン以上の船舶でその航行区域が平水区域から当該船舶の最大速力で2時間以内に往復できる区域内に限定されている(限定沿海区域)船舶の船舶所有者

平成30年1月18日、沖縄地方交通審議会(会長宮里猛)から沖縄総合事務局局長(能登靖)に対して「沖縄内航鋼船運航業及び木船運航業最低賃金」及び「沖縄海上旅客運送業最低賃金」の改正に関する答申が行われました。現在、官報公示が行われており、今年度中には答申どおりに改正される見込みです。

船員の最低賃金は、最低賃金法の特例規定により、業種・航行区域・総トン数の区分別に国土交通大臣又は地方運輸局長などにより月額で決定されますが、沖縄管内では「沖縄内航鋼船運航業及び木船運航業」及び「沖縄海上旅客運送業」の二業種の最低賃金が設定されています。

上記二業種の最低賃金は、職員(船長や機関長などの役職のある者)、部員(職員以外)それぞれの職種毎に最低賃金額が設定され、改正された最低賃金は表のとおりです。

なお、大臣決定の最低賃金は、平成30年1月7日に改正されており、他の地方運輸局においても同様に年度内に改正が予定されております。



街頭監査の様子①



街頭監査の様子②

平成28年1月15日に長野県軽井沢町で発生したスキーバス事故を受けて設置された「軽井沢スキーバス事故対策検討委員会」(国土交通省)において、85項目の安全・安心な貸切バスの運行を実現するための総合的な対策がとりまとめられました。

この対策を踏まえ、運輸部では平成29年度(平成30年1月末現在)13事業者に対し、監査を実施しました。その結果、11事業者に対し事業の停止及び自動車の使用停止の行政処分を行っています。

また、運転者の健康状態、点呼の実施状況など輸送の安全確保の状況を確認するため、GW及び年末年始などを集中期間と定め、街頭監査を4回実施しました。

結果、運行指示書の記載漏れ、車体表示なし及び車検証の不携帯などの法令違反を確認し、改善指導を行いました。

運輸部としては、今後とも立入監査及び街頭監査を通して安心・安全な貸切バスの運行の実現に努めてまいります。

12

安心・安全な貸切バスの運行の実現に向けて